

機関予防保全設備規則

規則

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 25 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2021 年 6 月 30 日 規則 第 25 号
機関予防保全設備規則の一部を改正する規則

「機関予防保全設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検査

2.2 登録検査

2.2.2 を次のように改める。

2.2.2 製造工場等における試験*

機関予防保全設備は、製造後、次に掲げる試験を行わなければならない。当該試験に関する検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)及び(2)は省略)

附 則

1. この規則は、2021 年 7 月 1 日から施行する。

機関予防保全設備規則検査要領

要
領

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 達 第 22 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 30 日 達 第 22 号
機関予防保全設備規則検査要領の一部を改正する達

「機関予防保全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 登録検査

2.2.2 製造工場等における試験

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 規則 2.2.2 にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。また、-1.に従って規則 2.2.2 に定める試験項目に加えて行う試験においても、本-3.を準用する。

附 則

1. この達は、2021 年 7 月 1 日から施行する。